



※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

# 収支報告書 (令和 2 年分)

- (その1)
- 1 政治団体の名称 千葉文化経済フォーラム (ちばぶんかけいざいふおーらむ)
- 2 主たる事務所の所在地 千葉市稲毛区穴川2-12-6 穴川第一ビル1F
- 3 代表者の氏名 天野 行雄
- 4 会計責任者の氏名 鈴木 秀樹

事務担当者の氏名

天野 智子

(電話) 043-206-0202

**【留意事項】**

国会議員関係政治団体については、1万円を超える支出を記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、すべての領収書を保管すること。

国会議員関係政治団体の区分

(政治資金規正法第19条の7第1項)

第1号に係る国会議員関係政治団体

第2号に係る国会議員関係政治団体

・公職の候補者の氏名 \_\_\_\_\_

・公職の種類 \_\_\_\_\_

(該当する方に○→) ( 現職 ・ 候補者 )

・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

1年を通じて適用

対象年の途中で適用の異動あり

(「異動あり」の場合のみ以下を記入)

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

政党の支部

政党

その他の政治団体 (後援会等)

政治資金団体

その他の政治団体の支部

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

無

有

(以下 指定「有」の場合のみ記載)

・公職の種類 千葉県議会議員

(該当する方に○→) ( 現職 )

・資金管理団体の届出をした者の氏名 天野行雄

・資金管理団体の指定の期間

1年を通じて適用

対象年の途中で適用の異動あり

(「異動あり」の場合のみ以下を記入)

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

注意

- この表紙に記載する内容は、事務担当者の欄を除き、政治団体に関して届出た内容と一致すること。
- 記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要で。
- 提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

(下欄は選挙管理委員会が記載。政治団体は何も記載しないこと)

団体コード	年分	届出年月日	翌年への繰越金
373620			

# 収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表(その17)及び表(その20)宣誓書は提出しなければならない。

## 1. 収支の総括表

(1) 収 入 総 額 (①+②) . . . . .	0	1	0	十億 百万 千 円	401,110
① (前年からの繰越額) . . . . .	0	2	0		1,110
② (本年の収入額 = A+B+C+D+E+F+G) . . . . .	0	3	0		400,000
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額) . . . . .	0	4	0		364,811
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ( (1)-(2) ) . . . . .	0	5	0		36,299

## 2. 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費					
金 額 A . . . . .	0	6	0	十億 百万 千 円	0
員 数 . . . . .	0	7	0		人

(2) 寄 附					
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	行 番	金 額	十億 百万 千 円		備 考
(ア) 個人からの寄附	0 8 0		0		内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[うち特定寄附]	0 9 0		0		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	1 0 0		0		内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政治団体からの寄附	1 1 0		0		内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	1 2 0		0		080~110の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]	1 3 0		0		内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附	1 4 0		0		内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア+イ)	1 5 0		0		

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その4)

(4) 借入金				
		借入先	金額	備考
		天野行雄	400,000	
8	0	この頁の小計	400,000	
9	0	合計 <input type="text" value="E"/>	400,000	

注意(1)年内に借入れたものを記載すること。なお、年内に借入し、返済した場合であっても記入すること。  
なお、返済金は、支出において表(その13-1)の行番号140「(6)その他の経費」に計上されるものであること。  
また、借入先ごとの残高(従前からのものを含む)が100万円を超える借入金については、表(その17)の行番号120に「有」と記入されるものであること。  
(2)借入先は、金融機関にあっては支店名(〇〇銀行〇〇支店)まで記載し、個人からのものはその氏名を記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表											
項 目					金 額				備 考		
					十億	百万	千	円			
1 経常経費											
(1)	人件費	0	1	0				0			
(2)	光熱水費	0	2	0				0			
(3)	備品・消耗品費	0	3	0			137	252			
(4)	事務所費	0	4	0			197	663			
小計 ((1)~(4))					8	0	0	334	915		
2 政治活動費											
(1)	組織活動費	0	5	0			19	332			
(2)	選挙関係費	0	6	0				0			
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費※	0	7	0				0			
(内訳)	ア 機関紙誌の発行事業費	0	8	0				0		※(080)行から(110)行の合計を、 (070)行に記載すること	
	イ 宣伝事業費	0	9	0				0			
	ウ 政治資金パーティー開催事業費	1	0	0				0			
	エ その他の事業費	1	1	0				0			
(4)	調査研究費	1	2	0			10	564			
(5)	寄附・交付金	1	3	0				0			
(6)	その他の経費	1	4	0				0			
小計 ((1)~(6))					8	0	1	29	896	うち本部・支部間の交付金合計 円	
合 計					9	0	0	364	811	←(800)行と(801)行の合計を記載すること	

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計				0				
その他の支出				137,252				
合計				137,252				

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。  
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。  
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。  
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計				0				
その他の支出			197	663	→			
合計			197	663				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。  
 (2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。  
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
       ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 (4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。  
 (5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)				項目別区分 小分類	旅費交通費
		① 組織活動費	② 選挙関係費	③ 機関紙誌の発行事業費	④ 宣伝事業費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考		
この頁の小計							0
その他の支出							9,061
合計							9,061

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入			
		① 組織活動費	② 選挙関係費	③ 機関紙誌の発行事業費	④ 宣伝事業費		⑤ その他の事業費	⑥ 調査研究費	⑦ 寄附・交付金	⑧ その他の経費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考					
この頁の小計						0				
その他の支出						10,271	→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。			
合計						10,271				

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。  
(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。  
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。





(その17)

# 資 産 等 の 状 況

**全団体必要**

## 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無						
資 産 等 の 項 目 別 区 分				有 ※注(3)参照 88	無	備 考
	14	15	16			
ア 土 地	0	1	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	0	2	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	0	5	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	0	6	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	0	7	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	0	8	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

**全団体必要**

**全団体必要**

# 宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 2 月 22 日

政治団体の名称 千葉文化経済フォーラム

会計責任者の氏名 鈴木 秀樹



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代表者の氏名

印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

**全団体必要**